債の額に相当する額

N_{16} ＝ 0.030

N_{17} ＝ 0.027

N_{18} ＝ 0.027

N_{19} ＝ 0.026

N_{20} ＝ 0.02634

N_{21} ＝ 0.02799

N_{22} ＝ 0.02803

O_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

P_{16}　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.012

P_{17} ＝ 0.010

P_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

P_{19} ＝ 0.010

P_{20} ＝ 0.01020

P_{21} ＝ 0.01013

P_{22} ＝ 0.01076

債の額に相当する額

N_{15} ＝ 0.030

N_{16} ＝ 0.030

N_{17} ＝ 0.027

N_{18} ＝ 0.027

N_{19} ＝ 0.026

N_{20} ＝ 0.02640

N_{21} ＝ 0.02802

N_{22} ＝ 0.02807

O_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

P_{15} ＝ 0.012

P_{16}　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.012

P_{17} ＝ 0.010

P_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

P_{19} ＝ 0.010

P_{20} ＝ 0.01020

P_{21} ＝ 0.01013

P_{22} ＝ 0.01076